

こども大綱等について

1 こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約（児童の権利に関する条約）の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会

こども施策に関する基本的な方針

- ①こども・若者の権利、多様性の尊重
- ②こども・若者、子育て当事者の意見尊重と反映
- ③切れ目のない支援
- ④良好な成育環境の確保、貧困と格差の解消
- ⑤若い世代の生活基盤の安定、結婚、子育てへの希望の形成と実現
- ⑥関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携

こども施策に関する重要事項（一部）

- | | |
|------------------------|--------------------------|
| ○こども・若者の人権尊重 | ○障害児支援・医療的ケア児等への支援 |
| ○こども・若者が活躍できる機会づくり | ○児童虐待防止対策等の更なる強化 |
| ○遊びや体験活動の推進 | ○社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援 |
| ○生活習慣の形成・定着 | ○ヤングケアラーへの支援 |
| ○こどもまんなかまちづくり | ○こども・若者の自殺対策 |
| ○成育医療等に関する研究や相談支援等 | ○インターネット利用環境整備 |
| ○慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援 | ○性犯罪・性暴力対策等 |
| ○こどもの貧困対策 | |

こども施策を推進するために必要な事項（地方自治体に関する部分を抜粋）

1 こども・若者の社会参画・意見反映

こども基本法において、こども・若者の年齢及び発達の程度に応じた意見表明機会と社会参画機会の確保、その意見の尊重と最善の利益の優先考慮が定められている。また、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、こども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられている。

○社会参画や意見表明の機会の充実 ○多様な声を施策に反映させる工夫 ○社会参画・意見反映を支える人材の育成 ○若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備

2 こども施策の共通の基盤となる取組

- こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援
- 地域における包括的な支援体制の構築・強化（要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会の活用、こども家庭センターの全国展開等）
- 子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信
- こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

3 施策の推進体制等

○自治体こども計画の策定促進、地方公共団体との連携○数値目標と指標の設定

※「こどもまんなか社会」の実現に向けて、「今の自分が好きだ」と思うこどもの割合（自己肯定感の高さ）を70%にするなど、概ね5年後の達成を目指す12の数値目標を設定

2 幼児期までのこどもの育ちにかかる基本的なビジョン

(令和5年12月22日閣議決定)

目的：全てのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上

こども基本法の理念にのっとり整理した5つのビジョン（5つの柱）

- ① こどもの権利と尊厳を守る
⇒こども基本法にのっとり育ちの質を保障
- ② 「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める
⇒乳幼児の育ちには「アタッチメント（愛着）」の形成と豊かな「遊びと体験」が不可欠
- ③ 「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える
⇒育ちに必要な環境を切れ目なく構築し、次代を支える循環を創出
- ④ 保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする
⇒こどもに最も近い存在をきめ細かに支援
- ⑤ こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す
⇒社会の情勢変化を踏まえ、こどもの育ちを支える工夫が必要

3 こどもの居場所づくりに関する指針（令和5年12月22日閣議決定）

背景：居場所がないことは孤独・孤立の問題と深く関係しており、こどもが生きていく上で居場所があることは不可欠

「こどもの居場所とは」

こども・若者が過ごす場所・時間・人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所になり得る。物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るもの

居場所づくりを進めるに当たっての基本的な視点

こどもの居場所づくりにおける4つの基本的な視点

- ふ や す ～多様なこどもの居場所がつくられる～
- つ な ぐ ～こどもが居場所につながる～
- み が く ～こどもにとって、より良い居場所となる～
- ふりかえる ～こどもの居場所づくりを検証する～

各視点に共通する事項

- ① こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、こどもとともにつくる居場所
- ② こどもの権利の擁護
- ③ 官民の連携・協働

地方公共団体の役割：市町村は、量・質両面からこどもの居場所づくりを計画的に推進する。居場所づくりについても自治体こども計画に位置づけ、計画的に推進することが求められる。